

\*\*\*\*\*

一般社団法人 日本セルフケアコンディショニング協会 定款

\*\*\*\*\*

平成22年2月5日 作成  
平成22年2月8日 公証人認証  
平成22年2月 日 法人設立

# 一般社団法人 日本セルフケアコンディショニング協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本セルフケアコンディショニング協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県美浜区に置く。

2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国におけるセルフケアコンディショニングについての正しい知識技術の普及・発展・振興及び指導者の資質の向上等を図ることにより、国民へのセルフケアコンディショニングの普及・発展を推進し、国民の健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) セルフケアコンディショニングに関する研修会等の開催
- (2) セルフケアコンディショニングに関する普及啓発
- (3) セルフケアコンディショニングに関する調査・研究・開発
- (4) セルフケアコンディショニングに関する指導者の養成及び資格の認定
- (5) セルフケアコンディショニングに関する書籍・テキスト・DVD等の制作・刊行
- (6) セルフケアコンディショニングに関する関連物品の販売及び貸出
- (7) セルフケアコンディショニングに関するコンサルティング業務
- (8) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

#### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める書類により、理事会に申し込まなければならない。

- 2 入会の可否については、社員総会が別に定める基準により理事会において決定し、本人に通知するものとする。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 会費を1年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

#### (退会)

第10条 正会員又は賛助会員は、理事会が別に定める書類を提出することにより、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2の決議に基づき、除名することができる。この場

合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名の通知を受けた会員には、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会費資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員

(種類)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以下
- (2) 監事 1名または2名

2 理事のうち1名を代表理事、1名または2名を常務理事とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

- 2 代表理事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第15条 代表理事は、この法人を代表しこの法人の常務を掌理し、業務を執行する。

- 2 常務理事は、代表理事を補佐し、日常の業務を処理する。また代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、代表理事の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任期)

第 17 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に障害があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

#### (報酬)

第 19 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の議決を経て代表理事が別に定める。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て代表理事が別に定める。

#### (責任の一部免除又は限定)

第 20 条 この法人は、役員的一般法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 社員総会

### (種類)

第21条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

### (構成)

第22条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (権限)

第23条 社員総会は、一般法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

2 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
- (8) 解散及び財余財産の処分
- (9) 合併、事業全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項

### (開催)

第24条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。
- (3) 法令に定めるところにより、監事から請求があったとき。

### (招集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略する。

ことができる。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事が事故またはその他の事由により、その任にあたることが出来ないときは、社員総会が他の理事または正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 社員総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的記録をもって、表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

- 2 議事録には、議長及び出席した理事が、署名又は記名押印をしなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会はすべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

### (種類・開催)

第33条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって、代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。
- (4) 法令の定めるところにより、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

### (招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。



- 2 代表理事は、前条第3項第2号に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。または議題によっては他の理事の中から選出する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長が裁決するところによる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 顧問

(顧問)

第39条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問に関する事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

第40条 この法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 42 条 基金の拠出者は、前条の規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 43 条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、社員総会における決議に基づき、一般法第 1 4 1 条 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 44 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。